

令和5年1月31日  
資料提供  
担当室：長寿社会課介護サービス指導室  
担当者：小崎・橋本  
電話：073-441-2527（直通）

## 令和3年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、高齢者虐待防止法第25条に基づき、本県における令和3年度の高齢者虐待の状況等について取りまとめたので、公表します。

概要は次のとおりです。

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
22件	8件	39人

#### ○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】※複数回答のため、被虐待高齢者数39人と一致しません。

「身体的虐待」が33人、「心理的虐待」が7人でした。

【虐待があった施設の種別】

「特別養護老人ホーム」が3件、「有料老人ホーム」が2件、「介護老人保健施設」、

「養護老人ホーム」、「訪問介護事業所」がそれぞれ1件でした。

【虐待を行った者の状況】

虐待を行った者は「介護職」が9人、「その他」が1人でした。

#### ○虐待への対応

市町村において、施設等に対して調査を実施し、事実の確認を行った上で、施設等や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

### 2 養護者による高齢者虐待

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
348件	182件	187人

#### ○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】※複数回答のため、被虐待高齢者数187人と一致しません。

「身体的虐待」が143人、「心理的虐待」が64人、「介護等放棄」が26人、

「経済的虐待」が24人でした。

【被虐待高齢者から見た虐待者との関係】※複数回答

「息子」が69人、次いで「夫」が53人、「娘」が32人でした。

【被虐待高齢者数のうち要介護認定者数】

「要介護認定済」が100人、「要介護認定申請中」が6人でした。

#### ○虐待への対応

市町村において、被虐待高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、養護者に対する助言等や介護保険サービスの利用等により、被虐待高齢者及び養護者の支援を行いました。

### 3 県の取組

○高齢者虐待の防止に向けて、県民に対し普及啓発を行うとともに、高齢者虐待への対応を担う市町村職員等に対し、マニュアルの策定や研修を実施しています。

○養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束適正化等、介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者等に対する研修を実施しています。

○介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設等の運営や体制等に問題があると認められる場合、指導・監査を行っています。